平成２１年（フ）第１１９号
福島県会津若松市日新町11番７号、前住所福島県会津若松市桧町１番１号
債務者　山口　　孝
1　決定年月日時　平成21年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第９５号
福島県双葉郡広野町大字上北迫字堂の原７番地の52
債務者　門馬伸一郎
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで　福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第４７号
茨城県鹿嶋市和836番地28
債務者　竹渕実智子
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで　水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第６６号
茨城県潮来市日の出１丁目11番地１　ネオシティ潮来512
債務者　八重樫義昭
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで　水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第３３４号
滋賀県甲賀市甲南町希望ヶ丘４丁目12番地２
債務者　弘瀬あけみ
1　決定年月日時　平成21年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで　大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３６０号
滋賀県湖南市石部東３丁目８番25号
債務者　山脇ひとみ
1　決定年月日時　平成21年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで　大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第９１９号
京都市西京区大枝東新林町３丁目５番地　21棟404号
債務者　岡村　直樹
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第９７９号
京都市下京区西七条比輪田町20番地16
債務者　塩澤　順子（旧姓山元）
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１０３０号
京都市山科区東野舞台町97番地11　舞台荘２Ｆ－７
債務者　嶋　　伊司
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１０３５号
京都市伏見区深草川久保町14番地13
債務者　きはること張本こと　金　　好美
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１０５８号
京都市伏見区醍醐東合場町３番地３
債務者　伴　　進
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２６２号
香川県高松市成合町1066番地46
債務者　髙木　義文
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後２時５分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第３０号
北海道沙流郡日高町富川南４丁目４番８号
債務者　瓜田　結花
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで　札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２１年（フ）第１０７号
宮城県石巻市飯野字中山205番地
債務者　及川　　謙
1　決定年月日時　平成21年６月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで　仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第１２９号
福島県いわき市平上荒川字砂屋戸14番地の１ホワイトハイツ105
債務者　高崎　　光
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで　福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第１３０号
福島県いわき市平上荒川砂屋戸14番地の１ホワイトハイツ105
債務者　高崎　美穂（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成21年６月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで　福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第１３６号
福島県いわき市平字作町２丁目１番地の17　市営住宅３―33
債務者　中村　尚豊
1　決定年月日時　平成21年６月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで　福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第２１３７号
大阪市東成区大今里南１丁目11番14号　オリエンタル大今里602号
債務者　高山昌美こと城内昌美こと　髙　　恵美
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部